

令和5年度「大阪 IR（統合型リゾート）説明会」（第5回） アンケートによる質問について

●受付件数 11件

	質問	回答																																		
1	<p>1月31日の説明会で、資料1の16ページ左側の「IR区域の整備の推進」について、これらの事業にかかる費用とその負担者の詳細について、この場では答えられないという回答でしたので、改めて、きっちりとお答え願います。質問の回答を会場でもらっているの、改めてお願いします。</p>	<p>資料1のP.16の「IR区域の整備の推進」に記載の「夢洲地区への訪問者増加等に対応したアクセス整備」にかかる費用とその負担者は、現時点において、下表のとおりとなっております。</p> <table border="1" data-bbox="1173 485 2119 879"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="4">事業費（億円）</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>大阪市</th> <th>鉄道事業者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪メトロ中央線の延伸</td> <td>88</td> <td>362</td> <td>160</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>外周道路・交通広場の整備</td> <td></td> <td>49</td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>高架道路の整備(観光・物流動線の分離)</td> <td></td> <td>98</td> <td></td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>此花大橋・夢舞大橋の車線数拡張</td> <td>35</td> <td>44</td> <td></td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>海上アクセス拠点として浮桟橋の整備</td> <td>7</td> <td>10</td> <td></td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	事業	事業費（億円）				国	大阪市	鉄道事業者	合計	大阪メトロ中央線の延伸	88	362	160	610	外周道路・交通広場の整備		49		49	高架道路の整備(観光・物流動線の分離)		98		98	此花大橋・夢舞大橋の車線数拡張	35	44		79	海上アクセス拠点として浮桟橋の整備	7	10		17
事業	事業費（億円）																																			
	国	大阪市	鉄道事業者	合計																																
大阪メトロ中央線の延伸	88	362	160	610																																
外周道路・交通広場の整備		49		49																																
高架道路の整備(観光・物流動線の分離)		98		98																																
此花大橋・夢舞大橋の車線数拡張	35	44		79																																
海上アクセス拠点として浮桟橋の整備	7	10		17																																
2	<p>・本社、大阪府・大阪府で株式会社設立するところ、会社を立ち上げるのに「社長」が決まっていなはおかしくないですか？誰が何のためにすることなのですか？</p> <p>・税金の法人税、個人の市民府民税を投入いくらして、いくら回収できるか、P.15の右側の具体的な金額の提示と毎年いくら投資できたのか、報告して下さいますか？</p>	<p>大阪 IR 株式会社の代表取締役は、エドワード・パウワーズ氏及び、高橋豊典氏です。</p> <p>IR は民設民営事業であり、IR 事業そのものに対して税を投じるものではありません。</p> <p>納付金・入場料の用途については、府市として取り組むべきギャンブル等依存症対策や警察力の強化、消防力強化等への必要経費として約 55 億円を充当したうえで、夢洲及び夢洲周辺の魅力向上や観光・地域経済の振興、子育て、教育環境の充実、健康・医療、文化芸術の振興など、市民の暮らしの充実、次の成長に向けた投資に活用することとしております。</p> <p>納付金等の活用にあたっては、今後、関係部局と連携を行い、府民・市民にも分かりやすい形となるようなスキームについて、検討していきます。</p>																																		

3	<p>そもそも夢洲で万博・I R計画が間違った計画だと、現実を見て欲しい。無理に進めて、大災害・事故が起こった時に想定外などの言い訳など許せません。責任者は誰ですか？</p>	<p>夢洲へのアクセスルートとなる夢咲トンネルや夢舞大橋は、南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保しています。</p> <p>なお、I R事業者においても、重要施設の耐震性確保やエネルギー自立対策など、防災・減災対策に取り組む等、夢洲における安心・安全な国際観光拠点の実現に向け、必要かつ十分な防災対策を実施していきます。</p>
4	<p>液状化についてはどっちが正しいの？</p>	<p>I Rにおきましては、国際観光拠点の核となる大規模集客施設であり、高い安全性の確保を重視・前提とした対策を講じる必要があることから、区域内の地盤調査分析の結果に基づき、専門家の助言を受けながら対策の検討を進め、液状化が発生しても建物に被害が生じない対策として、セメント系固化工法により建物直下の約21ha、改良層厚概ね3から5 mを改良するものでございます。</p> <p>一方、万博におきましては、基本的に供用期間が短い低層の仮設建築物であることから、I R施設とは前提となる設計条件が異なっており、会場内の地質調査の結果に基づき、現時点において液状化対策は不要であると想定していると聞いております。</p>
5	<p>最後の質問者の「万博の液状化しない～」について、後日必ず回答してください。行政の最低限の責任を果たして下さい。</p>	

6	<p>I R事業の年間売上・I R区域への来訪者数 (U S J より多いと思います)・地域経済への効果の算出時期はいつですか。また、これらの数値についての責任の所在はどこですか。および、業者が算出した数値であれば、大阪府として認めているのですか。</p>	<p>I Rは、民設民営事業として、MGM・オリックスの中核企業2社に加えて、大阪・関西を中心とした企業20社が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、リスクを負って1兆円を超える投資を行うものであり、事業計画の立案にあたっては、慎重に検討・精査されているものと認識しています。</p> <p>来訪者数等の効果推計については、I R事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報、既存のI R施設や近畿圏及び日本国内にある集客施設等の実績・知見等を踏まえて推計されており、また、それらの来場者数を踏まえて売上等が見込まれているものです。</p>
7	<p>大阪府・市の収入見込額の算出時期はいつですか。また、この数値の責任の所在はどこですか。</p>	<p>また、借入については、返済原資を当該プロジェクトから生み出される収益・キャッシュフローと当該プロジェクト資産に限定するプロジェクトファイナンスによる借入を予定しており、事業者においては、金融機関の厳しい審査を経て、金融機関からの融資確約書を既に取得しているところである。</p> <p>加えて、シンガポールのI Rとの概括的な比較においても、大阪の方が、域外からの旅行者数や後背圏の規模が大きく、高い需要のポテンシャルを有するものと考えています。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、実現性のある相応の計画であると認識している認識しています。</p> <p>なお、売上や来訪者数、経済波及効果等の地域経済への効果等については、令和3年12月に区域整備計画(案)を作成し、その中でお示ししており、その後、初期投資額の変更等に合わせ、令和5年9月に一部変更しています。</p>
8	<p>夢洲内の警察署の規模を教えてください。市内で同規模の警察署があれば、どの警察署か教えてください。(計画中であれば現在の段階でください)</p>	<p>夢洲内に設置する計画の警察署については、今後、府警において実施する基本計画等において、その規模を含む詳細を検討していくことになるため、現時点でお示しできる情報はありません。</p>
9	<p>「資料1」13Pの「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境」項目の中で「暴力団員等に係るデータベースを整備し・・・」と記載されているが、データはどこから入手するのですか。このようなデータは警察関係しか保持していないと思うのですが。</p>	<p>I R事業者による暴力団員等に係るデータベースの整備については、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 第51条第2項第3号により義務付けられており、その具体的な運用等については、I Rの開業に向けて検討していくこととなりますが、暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡することとしています。</p>

10	<p>カジノ施設への入場等回数の制限で、7日間で3回の意味を教えてください。例として</p> <p>2/1の午後1時に入場し、午後3時に退出、午後6時に入場し午前2時に退出した場合2回となるのですか。それとも日が変わるので3回となるのですか。</p>	<p>カジノ施設への入場規制については、特定観光施設区域整備法第69条に規定されており、カジノ施設に入場等しようとする日から起算して過去7日間において、入場料を賦課されてカジノ行為区画に入場した回数が既に3回に達しているものの入場は禁じられております。</p> <p>また、入場料の賦課については、同法第176条において、入場料の納付後24時間を経過する時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、入場料は賦課されないこととなっています。</p> <p>ご質問のケースでは、入場料の賦課は午後1時の入場時になり、午後6時の入場時は24時間以内の反復入場になりますので、入場料は賦課されず、入場料を賦課されて入場した回数は1回となるものと認識しています。</p>
11	<p>I R推進局職員の方が、「民設・民営」という発言を3回ぐらいされました。府知事・市長も当初、I R事業を進めるにあたり税金を使わず民設民営で事業を進めると発言された。これは、社会通念上の解釈としては、公金を使わないと理解するのが一般的ではありませんか。にもかかわらず土地課題対策費を港湾会計から支出するとなっていますが、港湾会計は私会計ですか。公有地等を貸した賃料収入は公金と思います。説明をお願いします。</p>	<p>I Rは民設民営であり、I R事業そのものに対して公金を投じるものではありません。</p> <p>土地課題への対応については、大阪I Rが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、I R事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。</p> <p>これは税で負担するものではなく、土地売却・賃料収入など事業経営に伴う収入から賄われる港営事業会計・特別会計で負担することとしており、賃料収入等で回収していくこととしています。</p>